

お客さま各位

日本航空株式会社  
貨物郵便本部 販売部

## 危険物申告書の電子メールによるPDFファイルの受託開始のご案内(トライアル)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素よりJALCARGOをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、弊社ではあらゆる書類の電子化、ペーパーレス化の推進とお客さまの利便性向上の一環として、危険物申告書につきまして、PDFファイルを用いた電子メールでの受託を開始いたします。

つきましては、取り扱い内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも持続可能な社会の実現とより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 開始時期

2024年6月27日(木)搬入分より

※引き続き、原紙での搬入も可能です。

2. 対象となる輸送書類

危険物申告書 (Dangerous Goods Declaration)

3. 対象貨物・対象便・対象空港

対象貨物：e-AWBを用いて輸送する131券面の国際貨物

対象便：日本発 JAL・ZIP運航便 ※他社運航便は対象外となります。

対象空港：NRT搬入 ※対象空港は順次拡大予定です。

4. 電子メール送信先

jal\_edgd@jal.com

※当アドレスは危険物申告書受信専用となっています。受信した書類はIATA DG AUTO CHECKシステムへ自動転送されます。危険物申告書以外の書類を誤って送付された際の責任は負いかねますので、ご注意ください。

5. 電子メール送信方法

(1) 件名：DGD,代理店コード,搬入空港コード

すべて半角でご入力ください。

例)「DGD,ZZZ,NRT」

(2) 本文：不要です。

(3) PDFファイル名：送信対象のMAWB番号をファイル名にしてください。

例) 「131-XXXXXXXX」

※複数件ある場合は任意の枝番を付けてください。

※複数のMAWB番号を1つのPDFファイルに纏めての送付はできません。

※1MAWBに複数のHAWBがある場合はHAWB毎にファイルを作成し、ファイル名はMAWB番号に枝番号(任意)を追加してください。

例) 「131-XXXXXXXX(1)」 「131-XXXXXXXX-a」

## 6. 電子メール送信時の注意事項

(1) 危険物申告書(Dangerous Goods Declaration)は必ずカラーにて送付をお願いいたします。

(2) ファイルは複数添付いただけますが、10MBを超えた容量を持つメールは受信することができません。

(3) お送りいただくPDFファイルは300dpi以上の画質で送信をお願いします。

## 7. その他

(1) 予約時、SHCコード「EDG」をご入力ください。

(2) PDFファイルを原本として貨物の受託チェックを実施します。紙の危険物申告書を搬入されても確認は行いませんのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当までご連絡ください。

以上

## よくあるご質問

### ■ 予約関連

Q. 予約時にSHCコード「EDG」の入力は必要ですか？

A. 必要です。SHCコード「EDG」により危険物申告書がPDFで送信されることを識別します。

※EDGを削除する（PDFファイルの送信を取り止める）場合は、必ず搬入空港へ電話にてご連絡ください。

Q. SHCコードの入力が漏れてしまった場合はどのように対応すればよいですか？

A. 搬入空港へ電話にてご連絡ください。

### ■ メール送信関連

Q. 締め切り時間はありますか？

A. 成田空港出発の前日21:00までに送信をしてください。

Q. 送信の完了を確認することはできますか？

A. 弊社でメールを問題なく受信した際、システムより自動返信メールを送信します。当メールにて送信完了をご確認ください。ただし、当返信メールは受託・搭載を確約するものではありません。

また、送信いただくメールのフォーマットがルールに則っていない場合には、自動返信メールが送信されてもシステムに正常に取り込めていない可能性がございますのでご注意ください。

Q. 件名にルールで決められた以外の文言を含めることはできますか？

A. 含めることはできません。決められた文言以外が含まれるとPDFファイルが正常に取り込めない可能性があります。

Q. 通信障害等でメールが使えない場合はどうすればよいですか？

A. 現行どおり紙の危険物申告書を搬入してください。

Q. 危険物申告書を荷主から直接送信することはできますか？

A. 可能です。ただし、申告書の記載不備など、確認が必要な場合はご予約をいただいた代理店へご連絡いたします。

Q. 危険物関連で危険物申告書以外に必要な書類(証明書等)がある場合は、危険物申告書の PDF ファイルと一緒に送れますか？

A. 危険物申告書の PDF 送信先のメールアドレス (jal\_edgd@jal.com) では受信できません。

### ■ 添付ファイル関連

Q. 危険物申告書のPDFファイルは2部必要ですか？

A. データの重複をさけるため、送信は1部のみとしてください。

Q. 添付するファイル名にMAWB 番号以外の文言を含めることはできますか？

A. MAWB と拡張子の間に含めることは問題ございませんが、MAWB番号よりも前には含めないようご注意ください。

例) ○ : 131-xxxxxxx(1).pdf

× : (1)131-xxxxxxx.pdf

Q. 添付するファイル容量に上限はありますか？

A. 10MBまでです。10MBを超過しない範囲であればいつでも添付いただけます。10MB を超えたメールは受信できませんのでご注意ください。

Q. 送付するPDFファイルの画質に制限はありますか？

A. 300dpi以上の画質でお送りいただくようお願いいたします。

## ■その他

Q. 危険物申告書に記載する署名は電子署名でもよいですか？

A. IATA 危険物規則書8.1.4.1.1 に則った形式で作成してください。

なお当運用は電子データ処理（EDP）または電子データ交換（EDI）には該当しないため、8.1.4.1.2に規定される電子署名（electronic signature）では受託できません。

Q. 送信済みの危険物申告書を修正したい場合、どのように対応すればよいですか？

A. 搬入空港へ電話でご連絡ください。

Q. 送付済みの危険物申告書に不備があった場合、どのように連絡をもらえますか？

A. 現行どおり電話でご連絡いたします。訂正した危険物申告書を再度メールでお送りいただく際は、搬入空港へ電話にてご一報ください。

Q. PDFファイルで送付した危険物申告書のFWBデータはいつ送ればよいですか？

A. 早期の受託確認を完了させるため、可能な限りPDFファイルをお送りいただくタイミングで送信ください。間に合わない場合は送信可能になり次第ご対応ください。

Q. PDFファイルとは別に紙の危険物申告書を搬入した場合、何か問題ありますか？

A. PDFファイルを原本として貨物の受託チェックを実施します。申告書の内容に変更がある場合は搬入空港へご一報ください。

Q. EDG対象外の貨物（e-AWBを利用しない貨物等）に対しPDFで送付した場合、どのような対応となりますか？

A. PDFファイルでの受領はいたしかねますので、紙の危険物申告書の搬入をお願いいたします。

Q. PDFファイルで送信した危険物申告書の原本を後日搬入する必要はありますか？

A. 搬入いただく必要はございません。PDF ファイルを保管します。